

議案第 13 号

平成 24 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 4 号)について

平成 24 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 4 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

## 平成24年度 橋本市病院事業会計補正予算（第4号）

第1条 平成24年度橋本市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度橋本市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病院事業収益	6,107,529	155,835	6,263,364
第1項 医業収益	5,682,562	156,929	5,839,491
第2項 医業外収益	421,679	△ 1,094	420,585

(支出) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病院事業費用	6,112,929	399,990	6,512,919
第1項 医業費用	5,857,020	330,187	6,187,207
第2項 医業外費用	248,909	27,658	276,567
第3項 特別損失	6,000	42,145	48,145

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 資本的収入	972,680	△ 110,390	862,290
第1項 出資金	2,500	△ 890	1,610
第3項 企業債	765,900	△ 109,500	656,400

(支出) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 資本的支出	1,227,287	△ 113,034	1,114,253
第1項 建設改良費	774,300	△ 113,034	661,266

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	656,400千円	証書借入

利率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
(1) 職 員 給 与 費	3,107,851	159,051	3,266,902

第6条 予算第10条中 病院事業運営のため他会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
一 般 会 計	350,646	2,673	353,319
国 保 特 別 会 計	1	1,066	1,067
計	350,647	3,739	354,386

第7条 予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
た な 卸 資 産	594,096	123,596	717,692

平成25年2月25日提出

橋本市長 木下 善之